

大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金

防犯カメラ・インターホン

市民の防犯意識の向上と、安全で安心なまちづくりを推進するため、購入費・設置費を**最大1万円**補助します！

申請期間：令和8年4月1日～令和9年2月26日

予算上限に達し次第受付を終了します。

※ この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

補助対象機器

令和8年4月1日以降に購入した新品の

- 防犯カメラ（屋外用で録画機能付きのもの）
 - インターホン（録画機能付きのもの）
- いずれも、本体価格のみ補助対象。
SDカードや周辺機器は補助対象外です。

補助の対象となる方

- 大竹市に住民票がある方
- 大竹市に住宅を所有し、自ら居住している方
※ アパート、マンション等の集合住宅、借家は除きます。
- 世帯全員が市税の滞納がない方 など

補助金額

- 購入経費（税込み・工事費含む）の1/2の金額
※ 100円未満切り捨て、最大1万円まで
※ ポイントやクーポン等を使用した場合は、値引き後の金額を購入経費とします。

必要書類

- ①申請書
※ 押印が必要です。金額を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、押印してください。
- ②カタログや仕様書等の写し
録画機能等の防犯機能が確認できるもの
- ③設置後の写真（2枚程度）
防犯カメラ：遠景写真と近景写真
インターホン：玄関子機（呼び出しボタン）と室内モニターの写真
- ④レシートや領収書の写し
購入日、購入価格、工事費用等が確認できるもの
- ⑤申請者名義の通帳などの写し
名義人、口座番号、金融機関名、支店名が確認できるもの

申請方法等

- 市民課に持参してください。
- 申請は1つの住宅につき1回限りとします。
過去に同一の補助を受けた住宅は申請できません。
- 防犯カメラとインターホンの両方を申請する場合、1枚の申請書にまとめてください。
別々での申請はできません。

防犯カメラの撮影範囲について

防犯カメラの撮影範囲は住宅の敷地内とし、やむを得ず近隣住宅等が含まれる場合は、近隣住人等の承諾を得てください。

お問い合わせ（申請先）

大竹市 市民課自治振興係 電話：0827-59-2142